

# 東総広域水道企業団例規管理システム構築及び運用業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、東総広域水道企業団(以下「企業団」という。)の例規管理事務と法制執務の効率化・合理化を図るため、企業団例規集データの編成・管理、法制執務支援及び企業団Webサイトでの公開・閲覧の用に供する企業団例規管理システムの構築並びに保守管理を行う事業者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

東総広域水道企業団例規管理システム構築及び保守業務委託

### (2) 業務内容

別紙「東総広域水道企業団例規管理システム構築及び運用業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

### (3) 履行場所

香取郡東庄町笹川ろ1番地

### (4) 履行期間

契約締結の翌日から令和2年3月31日まで

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4 日程

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 公募期間等            | 令和元年7月1日から令和元年7月19日まで |
| ア 募集要領等の質問書受付期間      | 令和元年7月1日から令和元年7月8日まで  |
| イ 募集要領等の質問書回答        | 令和元年7月12日(金)          |
| ウ 企画提案書等の提出期限        | 令和元年7月19日(金)          |
| (2) プレゼンテーション実施通知予定日 | 令和元年7月26日(金)          |
| (3) プレゼンテーション実施日     | 令和元年8月5日(月)           |
| (4) 選定結果通知及び公表予定日    | 令和元年8月9日(金)           |

## 5 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とし、参加者が契約締結までの間にその要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 東総広域水道企業団入札参加資格者名簿(物品・委託：情報処理)に登録されていること。
- (3) 東総広域水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成13年10月1日施行)に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 「暴力団排除等を講ずるための連携に関する協定書」(平成29年4月13日付け東総広域水道企業団・千葉県香取警察署・千葉県警察本部刑事部)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 千葉県、千葉県内市町又は千葉県内水道用水供給事業者において、本業務と同種業務を受注した実績(現在も例規管理システムを導入している団体に限る。)が複数あること。

## 6 提出書類等

### (1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書等を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書(様式第1)	正本1部
イ 企画提案書(様式第2)	正本1部
ウ 提案書(様式第3)	正本1部、副本5部
エ 会社概要書(様式第4)	正本1部、副本5部
オ 実績確認書(様式第5)	正本1部、副本5部
カ 業務提案(様式は任意)	正本1部、副本5部
キ 業務実施体制(様式は任意)	正本1部、副本5部
ク 業務工程計画(様式は任意)	正本1部、副本5部
ケ 参考見積書(様式第6)	正本1部、副本5部

### (2) 提出書類の留意事項

#### ア 提出書類全般

- (ア) 用紙は、原則A4版の縦置き横書き(図表等の場合は、A3版可とするが折り込み必要)とすること。両面印刷又は片面印刷かはどちらでも可とする。
- (イ) 参加申込書(様式第1)、企画提案書(様式第2)、提案書(様式第3)を除き、ページ番号を付し、バインダー等に綴ること。
- (ウ) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。ただし、図表等でやむを得ない場合は除く。

#### イ 副本について

応募者名や会社名が特定できる名称やマークの記載をしないこと。

#### ウ 参考見積書について

消費税及び地方消費税(税率10%)を含む額を記載すること。

### (3) 提出期限

令和元年7月19日(金)午後5時まで(必着)

### (4) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けるものとする。郵便事故等については、参加申込者の自己責任とする。

### (5) 提出先

〒289-0602

千葉県香取郡東庄町笹川ろ1番地

東総広域水道企業団 総務課 庶務係 宛

(6) 参加者の資格の審査・審査結果の通知

参加資格を確認し、当該審査の完了後に参加資格の有無を書面で通知する。

7 質問・回答

本実施要領及び仕様書の内容について不明な点がある場合は、以下により質問書を提出すること。ただし、質問することができる者は、「5 参加資格」を満たしている者とする。

(1) 提出方法

質問書(様式第7)により、企業団総務課庶務係まで電子メールにて提出すること。

(提出先電子メールアドレスについては、「11 問い合わせ先」に記載。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。)

※提出後は、必ず企業団総務課庶務係まで電話で受信確認すること。

(2) 提出期限

令和元年7月8(月)午後5時まで(必着)

(3) 回答方法

質問があった場合は、令和元年7月12日(金)に東総広域水道企業団ホームページに質問内容と回答を掲示する。

8 審査、評価及び選定

(1) 審査委員会の設置

提案書等の審査、評価及び最も優れている提案者の選定は、「東総広域水道企業団例規管理システム構築及び運用業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) プレゼンテーション

事業者はプレゼンテーションを行うものとし、日時については別途通知する。(電子データによるプレゼンテーションを行う場合は、参加者においてパソコン、プロジェクター等を用意すること。ただし、スクリーンは、企業団の備品を使用することができる。)

プレゼンテーションの時間は、1事業者1時間(質疑応答時間10分程度を含む。)とする。なお、プレゼンテーションにおいては、提案するシステムを使用して例規の改正作業等に関するデモンストレーションを必ず実施すること。

(3) 審査結果の通知

ア 委員会において提案書等の内容を総合的に審査及び評価し、最も優れていた提案者を選定する。

イ 審査結果については、書面にて通知する。

ウ 審査結果への問い合わせ及び異議の申し立ては受け付けない。

(4) 審査及び評価の項目

審査及び評価の項目は、概ね次のとおりとする。

審査及び評価項目		配点
システム性能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例規検索及び閲覧機能</li> <li>・ 起案及び審査機能、出力体裁</li> <li>・ 操作性</li> <li>・ Webサイト公開用データ</li> <li>・ その他独自性</li> </ul>	50点
信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム導入実績</li> <li>・ システムサポート体制</li> </ul>	20点
ユーザー支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制執務支援体制</li> </ul>	10点
納期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データベース構築及び更新（制定・改廃等）</li> </ul>	10点
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考見積額の妥当性</li> </ul>	10点
配点合計		100点

※合計点数が、配点合計の2分の1に満たない場合は、選考しない。

## 9 契約の締結

上記8により最も優れた提案者を随意契約の候補者として特定し、契約を締結するための所用の手続きを行う。なお、最も優れた提案者との契約を締結するための手続中に何らかの不都合な事由があった場合には、次点の者を随意契約の候補者として特定することとする。

## 10 その他留意事項

### (1) 提出書類の取扱い

- ア 提出されたすべての書類は、返却しない。
- イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 企業団が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

### (2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (3) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において公募型プロポーザル方式に要した費用を企業団に請求することはできない。

### (4) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第8号）を提出すること。

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。ただし、受注者に選定されたものが作成した企画提案書等の書類については、企業団が必要と認める場合には、受注者にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(6) 業務の全部を他者に委託することはできない。業務の一部について、他者に委託する場合には、事前に承諾を得ること。

(7) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、東総広域水道企業団の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

11 問い合わせ先

東総広域水道企業団 総務課 庶務係

電 話 : 0478-86-3821

F A X : 0478-86-3823

電子メール : syomu@tousou-water.jp